

公立大学法人広島市立大学理事会規程

平成22年4月1日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学定款（以下「定款」という。）第13条に規定する理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 理事会は、定款第16条各号に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項について審議する。

(職務代理)

第3条 議長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名する理事がその職務を代理する。

(構成員以外の者の出席)

第4条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の理事会への出席を求め、意見を聴くことができる。

2 前項の規定により理事会に出席した構成員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

3 定款第15条第5項の規定により理事会に出席した監事は、議決に加わる権利を有しない。

(議事録)

第5条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第6条 理事会に関する事務は、事務局企画室において遂行する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営等に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。